

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月7日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社ヨロズ

【英訳名】 YOROZU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 志藤 健

【本店の所在の場所】 横浜市港北区樽町三丁目7番60号

【電話番号】 045 (543) 6800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 佐草 彰

【最寄りの連絡場所】 横浜市港北区樽町三丁目7番60号

【電話番号】 045 (543) 6800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 佐草 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第1四半期 連結累計期間	第76期 第1四半期 連結累計期間	第75期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	38,828	23,981	157,680
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△6	△2,264	770
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△66	△1,611	△12,933
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	753	△5,904	△15,734
純資産額 (百万円)	92,517	68,337	74,550
総資産額 (百万円)	168,830	128,016	139,700
1株当たり 四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	△2.80	△67.53	△544.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.8	42.5	42.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第75期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
4. 第76期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
5. 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が依然として拡大傾向にある中、米国では引き続き感染の拡大が続き、経済活動に大きな影響を与えているものの、政府の経済対策の効果や経済活動の再開により、景気は現在の厳しい状況から緩やかながら回復の兆しを見せ始めております。中国では感染症の抑制により経済活動がいち早く再開され、米中貿易摩擦の懸念はあるものの景気は回復基調に転じています。しかしながら、その他新興国では、感染症拡大の影響による経済の落ち込みは非常に大きく、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

一方、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言による不要不急の外出自粛要請、渡航規制、営業活動の自粛等により企業活動に大きな影響を及ぼし、景気は極めて低調に推移しました。

当社グループが関連する自動車産業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大が全自動車メーカーに大きく影響を及ぼし、日本、米州、アジアで前年同期を下回る生産・販売となりました。ただ、中国については4月以降の景気回復基調から前年同期を上回る生産販売となり、増加傾向となっております。

このような状況下におきまして、当社グループの売上は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う得意先の稼働停止や生産縮小の影響を受け、前年同期に比べ38.2%減の23,981百万円となりました。利益面では、2019年度下期から実施している緊急収益改善活動を継続するとともに、生産体制の見直しも行っておりますが、売上の減少影響をカバーするに至らず、営業損益は2,489百万円の損失、経常損益は2,264百万円の損失、親会社株主に帰属する四半期純損益は1,611百万円の損失となりました。

なお、連結決算における海外子会社損益の円換算には、各子会社決算期の平均レートを使用しており、当第1四半期連結累計期間の米ドルレート(1~3月)は、108.86円/ドル(前第1四半期連結累計期間は、110.22円/ドル)であります。

重要な会計方針及び見積りについて、当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

経営成績に重要な影響を与える要因については、次のとおりであります。

当社グループを取り巻く事業環境は、グローバルレベルでの価格競争力はもとより、グローバル供給能力、システム化/モジュール化製品供給能力でのサバイバルな選別がますます加速されております。

そのような状況下にありまして、ますます製品開発力及び技術力並びに品質システムにおいて競合他社を凌駕することが経営成績に大きく影響を与えるものと認識しております。また、当社グループの経営成績における海外依存度は年毎に増しております。これは、海外戦略の効果の表れであり、国内需要の低迷を海外でカバーしているためであります。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

① 日本

売上高は、金型・設備は増加したものの各得意先の大幅な生産縮小により、前年同期に比べ34.2%減の7,022百万円、営業損益は、売上の減少影響に加え海外からのロイヤルティの減少もあり、966百万円の損失となりました。

② 米州

売上高は、特に米国やブラジルにおける各得意先の大幅な生産縮小により、前年同期に比べ24.5%減の13,311百万円、営業損益は、売上の減少影響により532百万円の損失となりました。

③ アジア

売上高は、タイ、中国、インド、インドネシア全てにおける各得意先の大幅な生産縮小により、前年同期に比べ46.0%減の6,692百万円、営業損益は、売上の減少影響により666百万円の損失となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

(資産の部)

流動資産は、前連結会計年度末と比べ8,041百万円減少の50,344百万円となりました。これは、「受取手形及び売掛金」が6,096百万円、「電子記録債権」が819百万円、「仕掛品」が928百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ3,641百万円減少の77,672百万円となりました。これは、「有形固定資産」の「機械装置及び運搬具」が3,205百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は前連結会計年度末と比べ11,683百万円減少の128,016百万円となりました。

(負債の部)

流動負債は、前連結会計年度末と比べ4,136百万円減少の33,414百万円となりました。これは、「支払手形及び買掛金」が3,857百万円、「未払法人税等」が194百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ1,333百万円減少の26,265百万円となりました。これは、「長期借入金」が1,345百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ5,469百万円減少の59,679百万円となりました。

(純資産の部)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ6,213百万円減少の68,337百万円となりました。これは、「株主資本合計」のうち「利益剰余金」が1,920百万円、「その他の包括利益累計額」のうち「為替換算調整勘定」が3,595百万円減少したことなどによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,276百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、契約期間満了により終了した契約は次のとおりであります。

契約会社	相手先の名称	国籍	契約品目	期間	契約内容
(株)ヨロズ	DK AUSTECH Co., Ltd	韓国	サスペンション部品	2016年1月1日～ 対象となる部品の生産終了 まで	技術情報及び ノウハウの提供

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,055,636	25,055,636	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、100株であります。
計	25,055,636	25,055,636	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年6月30日	—	25,055,636	—	6,200	—	6,888

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,279,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,767,900	237,679	—
単元未満株式	普通株式 8,636	—	—
発行済株式総数	25,055,636	—	—
総株主の議決権	—	237,679	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が 200株(議決権2個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヨロズ	神奈川県横浜市港北区樽町 3-7-60	1,279,100	—	1,279,100	5.11
計	—	1,279,100	—	1,279,100	5.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,019	19,941
受取手形及び売掛金	17,617	11,521
電子記録債権	2,077	1,257
製品	5,207	4,938
原材料及び貯蔵品	1,187	1,068
部分品	2,734	2,592
仕掛品	4,989	4,060
その他	5,777	5,177
貸倒引当金	△223	△213
流動資産合計	58,386	50,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,964	15,057
機械装置及び運搬具（純額）	41,870	38,665
その他（純額）	13,369	12,952
有形固定資産合計	71,203	66,675
無形固定資産	270	247
投資その他の資産合計	9,839	10,749
固定資産合計	81,313	77,672
資産合計	139,700	128,016

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,609	8,751
電子記録債務	1,776	1,301
短期借入金	6,137	5,942
1年内返済予定の長期借入金	7,866	8,479
未払金	1,035	358
未払法人税等	449	255
賞与引当金	1,320	1,963
役員賞与引当金	65	81
その他	6,290	6,280
流動負債合計	37,550	33,414
固定負債		
長期借入金	23,873	22,528
退職給付に係る負債	1,562	1,792
その他	2,162	1,943
固定負債合計	27,598	26,265
負債合計	65,149	59,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,200	6,200
資本剰余金	9,874	9,853
利益剰余金	53,429	51,509
自己株式	△1,827	△1,686
株主資本合計	67,677	65,877
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,301	1,676
為替換算調整勘定	△8,818	△12,414
退職給付に係る調整累計額	△551	△716
その他の包括利益累計額合計	△8,068	△11,454
新株予約権	737	617
非支配株主持分	14,204	13,297
純資産合計	74,550	68,337
負債純資産合計	139,700	128,016

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	38,828	23,981
売上原価	34,920	23,470
売上総利益	3,907	510
販売費及び一般管理費	3,716	3,000
営業利益又は営業損失(△)	191	△2,489
営業外収益		
受取利息	60	51
受取配当金	134	61
為替差益	—	214
その他	39	60
営業外収益合計	234	388
営業外費用		
支払利息	205	158
為替差損	227	—
その他	0	3
営業外費用合計	432	162
経常損失(△)	△6	△2,264
特別利益		
固定資産売却益	8	0
特別利益合計	8	0
特別損失		
固定資産廃棄損	3	4
減損損失	0	12
新型コロナウイルス感染症関連損失	—	※ 379
その他	0	0
特別損失合計	4	397
税金等調整前四半期純損失(△)	△2	△2,660
法人税等	129	△744
四半期純損失(△)	△132	△1,916
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△66	△304
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△66	△1,611

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純損失(△)	△132	△1,916
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△191	375
為替換算調整勘定	980	△4,168
退職給付に係る調整額	97	△194
その他の包括利益合計	886	△3,988
四半期包括利益	753	△5,904
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	576	△4,997
非支配株主に係る四半期包括利益	177	△907

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の会計上の見積りに与える影響)

前事業年度の有価証券報告書に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び国内の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結損益計算書関係)

※新型コロナウイルス感染症関連損失

当社では新型コロナウイルス感染症防止のため、中国2拠点、メキシコ2拠点、インド拠点所在地における政府による強制的な工場操業停止要請等により、操業を停止いたしました。それぞれの操業停止期間における固定費及び停止中に要した費用を特別損失として379百万円計上いたしました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
減価償却費	3,099百万円	2,603百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月9日 取締役会	普通株式	546	23.00	2019年3月31日	2019年6月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月28日 取締役会	普通株式	309	13.00	2020年3月31日	2020年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
売上高				
外部顧客への売上高	8,967	17,525	12,334	38,828
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,711	109	56	1,877
計	10,679	17,634	12,391	40,705
セグメント利益又はセグメン ト損失(△)	63	△338	240	△34

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	△34
セグメント間取引調整額	226
四半期連結損益計算書の営業利益	191

II 当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	米州	アジア	
売上高				
外部顧客への売上高	4,558	13,232	6,189	23,981
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,463	79	502	3,045
計	7,022	13,311	6,692	27,026
セグメント損失(△)	△966	△532	△666	△2,165

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	△2,165
セグメント間取引調整額	△323
四半期連結損益計算書の営業損失(△)	△2,489

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	△2円80銭	△67円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	△66	△1,611
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	△66	△1,611
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,769	23,860
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【その他】

2020年5月28日開催の取締役会において、2020年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額	309百万円
②1株当たりの金額	13円00銭
③支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年6月23日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

株式会社ヨロズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 表 晃 靖 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨロズの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。